



平成29年第4回町議会定例会が、12月5日に開会され、 一般質問のほか平成29年度各会計補正予算、条例改正な どについて審議されました。

定例会は、6日に全議案の審議を終了し閉会しました。

平成29年第4回町議会定例会

-般質問

松田議員

- ●JR札沼線の維持·存続について
- ●月形温泉ホテルの在り方について

●人口減少に立ち向かう取り組みについて

金子議員

- ●火葬場待合所の改修について
- ●図書館の建て替えについて
- ●町立病院の体制について

議案

平成29年度各会計補正予算

- ■平成29年度月形町一般会計補正予算(第6号)
- □歳入歳出予算の総額を、それぞれ6.004万2.000円増 総額 37億2,105万4,000円 額しました。
- ■平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)
- □歳入歳出予算の総額を、それぞれ809万3,000円増額 総額 5億7.536万4.000円
- ■平成29年度月形町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- □歳入歳出予算の総額を、それぞれ291万9.000円増額 しました。 総額 4億6.463万円

- ■平成29年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正 予算(第1号)
- □収益的収入および支出の総額を、それぞれ1.276万 2,000円増額しました。 総額 6億1.874万7.000円
- □地方自治法の規定により、債務負担行為のできる事 項、期間、限度額を次のとおりとしました。

事項	期間	限度額
病院管理業務	平成29年度から 平成30年度まで	1,761万円
医師派遣業務	平成29年度から 平成30年度まで	平成30年度中に医師派遣を受けるための委託料として 予算計上する額

□給与費を1,143万円増額しました。

総額 3億8,874万9,000円

同

- ■月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- □月形町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の方が同意されました。

月形町字知来乙3595番地3 坂 下 彰 氏

意見書

- ■次の意見書が原案どおり可決され、関係機関へ提出することになりました。
- ○平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書

発 議

- ■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- □人事院勧告に準じ、月形町議会議員の期末手当を引き上げる改正がされました。

議案

条例の改正その他

■月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について

□地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、計画の作成および協議等を行うため、協議会を設置する条例を制定しました。

■月形町ふるさと納税基金条例の制定について

□ふるさと納税による寄附金を適正に管理、活用する基金を設置する条例を制定しました。

■職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、原則1歳まである育児休業を6カ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、さらに6カ月(2歳まで)の再延長を可能にする等の改正をしました。

■常勤特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□人事院勧告に準じ、常勤特別職(町長、副町長および教育長)の期末手当を引き上げる改正がされました。

■職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

□人事院勧告に準じ、職員の給与および勤勉手当を引き上げるなどの改正がされました。

■国民健康保険月形町立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

□次のとおり、使用料および手数料を引き上げる改正がされました。

	 区 分	金	額	摘要	
	<u>r</u>	<u> </u>	位	16 女	
死体検案料			10,000円		
患者病衣使用料		1日につき	40円	パジャマタイプ	
		1日につき	44円	つなぎタイプ	
貸し布団使用料	ł	1日につき	200円	付添人等貸し寝具一式	
患者外食事料	朝食		380円	付添人等食事	
	昼・夕食		480円		
容器料		1個につき	50円	薬びん その他容器料の実費相当額	
文書料	診断書		5,000円	生命保険	
			5,000円	交通事故	
			2,000円	死亡診断書、死体(胎)検案書	
			2,000円	就職、入学及び欠勤等	
	診療報酬請求明細書		2,000円	複雑なもの	
		2000	長期入院		
		3,000円		その他特に複雑なもの	
			1,000円	簡単なもの	
	諸証明		1,000円		

■公の施設に係る指定管理者の指定について

□月ヶ岡農村公園の指定管理者が指定されました。

指定管理者となる団体名:社会福祉法人雪の聖母園

指定の期間:平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

問合せ先 ▶ 議会事務局 ☎53・2321(内線371・372) Eメール gikai@town.tsukigata.hokkaido.jp

※会議録などは、校正の終わったものから月形町のホームページで公開しています